

5 医師の偏在解消に向けた取組について

(群馬県)

医師数は増加しているものの、全国的な地域や診療科の偏在は依然として解消されておらず、医師の確保・定着等に向けた有効な対策が求められている。

また、新たな専門医制度が平成30年4月から開始されたが、地域間の医師の偏在がさらに拡大することも憂慮され、外科や産婦人科など、専攻する医師が極端に少ない診療科が発生している県も出ていることから、制度運営に当たっては、専門医の質の確保とともに、医師の偏在の解消や地域医療提供体制の確保・充実に配慮することが必要である。

については、医師の地域や診療科の偏在を解消し、すべての住民が安全・安心な医療を受けられる体制の構築に向け、次の事項について都道府県等の意見を十分に取り入れて、特段の措置を講じられたい。

- 1 新たな専門医制度について、国として、日本専門医機構による制度運営に積極的に関与し、医師偏在状況を検証するとともに、地域の実状に応じた専攻医の定員設定などを行うこと。
- 2 医師の偏在状況を示す「医師の数に関する指標」の策定にあたっては、都道府県等の実状が十分に反映される指標とすること。
- 3 医学部定員の臨時定員増の措置に関して、平成32年度(2020年度)以降においても、地域の実状に応じた定員の確保を図ること。